

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省1(I-2-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること(施策目標I-2-1) 基本目標I:安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標2:必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>医政局医事課、歯科保健課、看護課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>医事課長 佐々木 健 歯科保健課長 田口 円裕 看護課長 島田 陽子</p>
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は医師・看護職員数の増員、医療関係職種の離職防止、復職支援、チーム医療の推進等を行うことで、医療従事者の確保及び業務の効率化を図り、地域において必要な医療を提供できる体制を整備するために実施している。</p>				
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>医師確保については、経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)において「医療従事者の需給の見通し、地域偏在対策等について検討を進め、本年内に取りまとめを行う。特に医師については、地域医療構想等を踏まえ、実効性のある地域偏在・診療科偏在対策を検討する。」とされているところであり、地域における医師の確保を進めることが課題となっている。</p>			
	<p>2</p>	<p>看護職員の確保については、看護師等の人材確保の推進に関する法律(平成4年法律第86号)第4条において、 ・国は、看護師等の養成、研修等による資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保の促進のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。 ・国は、看護師等の処遇の改善に努める病院等の健全な経営が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。 とされており、これらの規定に基づき、養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等に関する施策を行っている。 近年、質が高く、安心して安全な医療を求める患者・家族の声が高まる一方で、医療の高度化や複雑化に伴う業務の増大により医療現場の疲弊が指摘されている。このような中、各々の高い専門性を前提とし、目的と情報を共有し、業務を分担するとともに互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医療」を推進する必要がある。厚生労働省では、平成26年に成立・公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、医療従事者の業務範囲及び業務実施体制の見直し等を行った。</p>			

<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>医師数の増加及び医師の偏在を是正する。</p>	<p>地域における医師の不足が継続して指摘されており、医師数の増加が必要であると同時に、医師の偏在も課題となっており、医師国家試験においてもプライマリ・ケア等を重視し、医師偏在対策に資するような対応をしているが、引き続き、医師偏在の是正に向けて取り組む必要があるため。</p>
	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>看護職員を質・量ともに確保する。 歯科衛生士の人材確保を図る。</p>	<p>我が国の看護を取り巻く状況は、医療ニーズの増大・高度化などにより大きく変化している。こうした中、看護職員の確保対策として、看護職員の養成、処遇の改善、資質の向上、再就業の促進等を推進してきたことにより、その就業者数は毎年着実に増加しているが、団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すると、看護職員の確保対策の強化が求められているため。 また、高齢化の進展に伴い、歯科医療機関に受診する患者が増加し、今後、在宅や介護保険施設等において歯科医療サービスを受ける機会が増加するため、歯科衛生士は歯科診療所のみならず、在宅、介護保険施設、病院等の様々な場所で従事することが想定されている。このため、各関係機関において必要な歯科保健医療サービスを提供していく観点から、歯科衛生士を確保していくことが必要不可欠であるが、実際には未就業者が数多く存在している。そのため、歯科衛生士の復職支援及び離職防止を推進することが必要であるため。</p>

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値					
		基準年度		目標年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
①	人口10万人対医師数(アウトカム)	244.9	平成26年度	前回調査以上	2年に1度	/	前回調査(251.7)以上	/	前回調査以上	/	○指標として、需要(人口)に対する医師数である人口対医師数を利用することが妥当。 ○目標年度については、医師、歯科医師、薬剤師調査が2年に1度実施されていることから、次回調査時点において、現在の医師数よりも増加していることを確認する。 (参考)平成27年度実績:データなし、平成28年度実績:251.7、平成29年度実績:データなし(2年に1度の調査のため)
2	診療科別医師数の増減割合(平成6年を1.0とした場合)(アウトカム)	小児科:1.26倍 産科・産婦人科:0.97倍 外科:0.99倍	平成26年度	前回調査以上	2年に1度	/	前回調査(小児科:1.27倍、産科・産婦人科:1.00倍、外科:0.99倍)以上	/	前回調査以上	/	○診療科別医師数の指標として、医師の不足が指摘されることの多い診療科の医師数の増減割合を評価することが妥当。 ○目標年度については、医師、歯科医師、薬剤師調査が2年に1度実施されていることから、次回調査時点において、それぞれの診療科の現在の医師数よりも増加していることを確認する。 (参考)平成27年度実績:データなし、平成28年度実績:小児科:1.27倍、産科・産婦人科:1.00倍、外科:0.99倍、平成29年度実績:データなし(2年に1度の調査のため)
3	医師偏在指標(三次医療圏・二次医療圏ごとに医師の偏在の状況を示す指標)(アウトカム)	集計中	集計中	前回調査以上(医師少数区域及び医師少数都道府県が医師確保計画期間開始時の下位33.3%の基準より脱した数)	3年に1度(令和5年までは4年に1度)	/	/	/	/	/	○三次医療圏・二次医療圏ごとに、地域ごとの医療ニーズや人口構成、医師の性年齢構成等を踏まえた「医師偏在指標」を新たに設定することとする。 ○医師偏在指標は、医療需要(ニーズ)及び将来の人口・人口構成の変化や患者の流出入等、医師の性別・年齢分布、等の要素を考慮し、全国ベースで医師の多寡を統一的・客観的に評価する指標として設定したものである。 ○目標年度については、医師偏在指標の見直しが3年に1度実施されていることから、次回調査時点において、それぞれの地域の偏在は是正の程度を確認する。 (参考)令和元より確定値を算出していき、最初は4年に1度、令和5年以降は3年に1度

達成手段1		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号
		平成29年度	平成30年度				
(1)	医政局国家試験関係費(昭和21年度)	3.3億円 (2.4億円)	3.4億円 (3.3億円)	3.3億円	1	・医師等の国家試験問題を作成する国家試験委員会の開催や、国家試験を実施するとともに、医師等の免許申請の審査や免許の交付を行う。 ・「医師法」、「歯科医師法」、「保健師助産師看護師法」、「診療放射線技師法」、「臨床検査技師等に関する法律」、「理学療法士作業療法士法」及び「視能訓練士法」に基づく国家試験の実施や免許の交付など、医師等の資格制度を適正に運用することにより、業務に従事する上で必要な知識及び技能を有する医療従事者の確保に寄与する。	57
(2)	医政局国家試験等電算化経費(昭和55年度)	3.4億円 (2.9億円)	1.5億円 (1.5億円)	1.3億円	1	・医師等国家試験業務において、受験者データ、採点、合否判定データ等を電算化し、試験事務を迅速化するとともに、医師等国家試験の試験作成委員会において、試験問題の作成支援のため、既出問題、公募問題をプールしたものを使用し、試験問題を作成し、今後の試験問題作成支援のため良質な試験問題を揃えておくもの。 ・医師等14の医療関係職種については、合格発表(毎年3月下旬から4月上旬)直後に約9万人の免許申請が医事課試験免許室に集中するが、合格者データ等を電子化することにより速やかな新規免許登録に資する。また、紙媒体である登録者籍簿の電子化により、年間5万人を超える氏名等の訂正(籍訂正)事務の効率化を図る。さらに、平成19年度から稼働している医師等資格確認検索システムにあっては、ホームページ上で医師等の氏名を検索できるようにすることにより、国民が医師等の資格を確認できるようにし、医師等でない者からの医療の提供を避けることを可能とする。加えて、登録済証明書をICT化し、WEB上で登録状況の確認を可能とすることで、免許登録業務の迅速化や申請者の利便性の向上を推進する。 ・医師等国家試験業務において、国家試験業務の迅速化を図るとともに、各試験委員の試験問題の作成支援等のために、プール制に伴う試験問題の蓄積・編集を行う。また、新規免許登録事務や籍訂正事務等を電子化など、国家試験事務を効率化することにより、医師確保対策に寄与する。	56
(3)	医師等国家試験実施費(平成12年度)	7.0億円 (6.2億円)	5.2億円 (5.2億円)	5.3億円	1	・医師、歯科医師等の国家試験の実施に係る願書受付、受験票の交付、試験会場の借上げ、試験会場設営、試験監督、合格発表等の実施。 ・医師、歯科医師等の国家試験の実施業務については、国民の生命身体に直接影響すること、国民の健康的な生活や安全な食生活の実現に資するといった観点から、各資格者として必要な知識及び技能について試験を実施し、もって各資格者として必要な知識及び技能を身につけた医療従事者の確保に寄与する。	61
(4)	医師の勤務実態把握調査事業(令和元年度)	-	-	0.79億円	1,2,3	・医師の地域、診療科、年代、性別による勤務実態を把握するために、全国の医師を対象とした勤務実態を詳細に把握するためのタイムスタディ調査を実施する。 ・あわせて、医師の勤務実態に影響を及ぼすタスクフティングの推進状況等についても併せて調査を行う。 ・調査結果を踏まえ多様な医師の働き方の実態を分析するとともに、より精緻な需給推計を行う。 ・本事業により医師の需要に見合った医師確保に寄与する。	31-007

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
④ 就業看護職員数(アウトカム)	1,660,071人	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度 (1,660,071人)以上			前回調査以上		○①看護職員の業務密度、負担が高くなっていること、②患者本位の質の高い医療サービスを実現するため、看護職員を質・量ともに確保することが求められていることを踏まえ、就業看護職員数を前年度に比べて増加させることを目標とし、これを指標としてあげている。 ○基準年度については、把握可能な直近の年度である平成28年度と設定している。 (参考)平成27年度実績:1,634,119人、平成28年度実績:1,660,071人 ○目標値について、病院報告、医療施設調査及び衛生行政報告例により目標値を算出していたが、病院報告から従事者票が削除されたことから毎年の集計は不可能となったため、医療施設調査の調査年に応じ、3年に一回とする。
5 就業歯科衛生士数(アウトカム)	123,831人	平成28年度	前回調査以上	2年に1度		前回調査 (123,831人)以上		前回調査以上		○指標として、歯科衛生士の人材確保を図る観点から、就業歯科衛生士数を利用することが妥当。 ○目標年度については、「衛生行政報告例」が2年に1度実施されていることから、次回調査時点において、現在の就業歯科衛生士数よりも増加していることを確認する。 (参考)平成27年度実績:データなし、平成28年度実績:123,831人(2年に1度の調査のため)

達成手段2		補正後予算額(執行額)		令和元年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和元年行政事業レビュー事業番号	
		平成29年度	平成30年度					
(5)	中央ナースセンター事業 (平成4年度)	2.1億円 (2.1億円)	2.1億円 (2.1億円)	3.5億円	4	・看護師等に対して都道府県ナースセンターが行う、病院等における看護師等の確保の動向及び就業を希望する看護師等の状況に関する調査、訪問看護その他の看護についての知識及び技能に関する研修、看護師等に対する無料の職業紹介事業、看護に関する啓発活動などの事業について連絡調整、指導その他の援助を行う事業を実施する。 ・保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)の未就業者の就業促進など、看護職員の確保を図るため、都道府県ナースセンター事業の活動を支援・指導等、都道府県ナースセンターを統括する事業を実施することにより、医療機関等の看護職員の不足解消及び在宅医療の推進に寄与する。	48	
(6)	看護職員確保対策特別事業費(団体分) (平成5年度)	0.4億円 (0.4億円)	0.4億円 (0.4億円)	0.4億円	4	・厚生労働大臣が認める者が総合的な看護職員確保対策を推進するために行う特別事業に対して補助を行う。 ・厚生労働大臣が認める者が創意工夫を凝らし、地域の実情に応じた効果的・効率的な看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策に関する特別事業について助成し、より具体的な事業展開を図り、総合的な看護職員確保対策の推進に資する。	49	
(7)	学生実習等国民向けPR経費 (平成20年度)	118万円 (100万円)	88万円 (85万円)	88万円	4	・看護師養成には臨地での実習が不可欠であるが、実習施設や対象患者の確保に苦慮する養成所も少なくないことから、患者・家族をはじめとした国民各位への看護学生への実習についての理解及び協力を求めるため、ポスター及びパンフレットを医療機関等へ配布するなど、国民に対し広報等を行う。	58	
(8)	看護師等学校養成所報告管理運用事業 (昭和24年度)	0.4億円 (0.3億円)	0.1億円 (0.1億円)	0.1億円	4	・都道府県、地方厚生局及び厚生労働本省において、データの活用及び養成所に対する指導監督を行うものである。また、インターネットを利用していることから、学校養成所の情報を公開するものである。	60	
(9)	看護師養成所における社会人経験者受入事業 (平成26年度)	166万円 (149万円)	115万 (110万)	115万円	4	・看護師等養成所における社会人経験者受入れ促進のために、看護師等養成所のPRや、必要な情報、学習環境の整備方法等の周知を行う。	62	
(10)	歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業(平成29年度)	1.0億円 (1.0億円)	1.1億円 (1.1億円)	1.1億円	5	・育児・介護等によって離職していた歯科衛生士や、免許取得直後の新人歯科衛生士に対し、歯科衛生士に関する共通ガイドラインの作成やそれを実践するための研修、技術修練等を実施し、歯科衛生士の復職支援及び離職防止を推進することで、歯科衛生士の人材確保を図る。	52	
施策の予算額・執行額		区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度要求額	政策評価実施予定時期(評価予定表)	令和2年度
		予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,384,920	1,689,382	1,831,183		
			補正予算(b)	0	0			
			繰越し等(c)	0	0			
			合計(d=a+b+c)	1,384,920	1,689,382	1,831,183		
		執行額(千円、e)	1,366,934					
		執行率(%、e/d)	98.7%					
関連税制		-						
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
		第九十三回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説			平成29年2月15日	需給推計、養成・確保、偏在対策等について検討を進める		